

[論文]

国際流通論体系化試論

鷺尾 紀吉

〈目 次〉はじめに

1. 国際流通の概念と領域
2. 先行研究のレビュー
 - 2.1 国際流通全般
 - 2.2 個別国際流通分野
3. 国際流通論の体系と内容
 - 3.1 概説
 - 3.2 国際商流
 - 3.3 国際物流
 - 3.4 国際資金流
 - 3.5 国際流通管理
 - 3.6 国際流通政策

おわりに

はじめに

本論文は、国際流通の概念と領域を考察し、国際流通論の体系化を試みたものである。国際流通論は、従来の貿易論はもちろんのこと、流通論、国際マーケティング論、国際経済論、海外投資論、国際通商論、国際ビジネス論、国際金融論等の経済、経営、商学の分野だけでなく、さらには国際取引法、国際競争法、国際統一法など法律の分野にまたがる複合的な学問分野であると考えられる。国際流通論が、このような複合的で複雑、かつ多様な内容をもっていることから、先行研究においても国際流通の全体的な分野を明確にして体系的に取り組んでいる文献はほとんどみられない。

そこで本論文は、国際流通の概念を定立し、その領域を明確化し、その上で国際流通論体系化の概念図を示し、その内容を論じるものである。

1. 国際流通の概念と領域

(1) 国内流通と国際流通

流通とは、生産と消費の間に介在し、生産と消費の懸隔を架橋することを主要な役割としている（鷲尾、2004、p. 13）。

生産とは、自然に働きかけて採取、採掘、栽培などをしたり、あるいはこれらを原材料にして財を製造する活動である。通常生産というと加工、あるいは製造する工業を想定するが、採取（水産業）、採掘（鉱業）、並びに栽培（農業）、あるいは飼育（酪農）という活動も生産活動に含まれる。市場において交換を目的として生産される財は、商品と呼ばれる（石原、2002、p. 26）。

消費とは、生活を維持するために、あるいは社会的欲求等を充足するために必要な商品を購入したり、サービスを利用することである。消費の単位は、人間としての個人であり、その個人は消費者と呼ばれる。しかし消費の単位は、個人としての消費者に限られるものではない。企業も消費活動を行う。企業は、その生産活動のために種々の財を購入したり、サービスを利用するからである。企業が購入する財は産業財と呼ばれ、消費者がその消費のために購入する消費財と区別される。産業財とは、機械・設備などの資本財と原材料などの生産財の両方を含

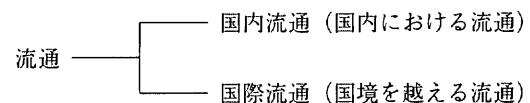
めた財である。企業のこのような消費活動は、通常、産業用使用と呼ばれ、産業用使用を行う企業を産業用使用者といい、個人としての消費者と区別して用いられることが多い。

流通活動とは、生産の単位である企業と消費者、あるいは産業用使用者の間に介在して、両者の橋渡しを行って需給を結合する活動である。このような流通活動は、流通活動を担う流通業者によって行われることが多いが、流通業者だけが行う占有物ではない。生産業者は、生産活動を主要な業務としているが、流通活動も遂行している。生産業者が行う広告宣伝活動、あるいは取引先・消費者に対する営業活動は流通活動である。また消費者は、消費活動を主として行っているが、流通活動も行っている。例えばウインド・ショッピングを通じて商品の情報を収集したり、自ら自動車を運転して商品を受け取りに行くことも流通活動としてとらえることができる。これに対し、流通業者は流通活動そのものを業務とする流通機関であるといえる。

流通は、国内で行われるだけではなく、国際間においても行われる。国内だけで行われている流通を国内流通、国内だけにとどまらず国境を越えて外国との間で流通活動が行われる流通を国際流通と呼ぶこととする（図表1-1参照）。

国内流通と国際流通は分離しているように見えるが、相互に密接に関連していることが多い。例えば国内における商品流通は、国際流通へと展開することがあるだろうし、また国際流通は国内流通を前提として遂行されていることが多くみられる。実際に、今日日本で多くみられる貿易や海外直接投資などに伴う商品の国際流通は、国内流通と密接に関連して行われている。特に日本本社と海外現地法人（子会社など）との国際取引による国際流通において、現地法人で生産された商品が、国内販売を前提として国内の流通過程におかれのような場合は、国内流通と密接に関連させながら国際流通活動が展開されているといえる。本論文では、国際流通の領域を扱うが、国際流通は国内流通と相互に関連して行われている

図表1-1 国内流通と国際流通



ことが多くみられることに留意すべきである。

(2) 国際流通の担い手

国際流通の担い手は、主として企業であるが、消費者などの個人、あるいは国家、国家機関、国際機関等が担い手となることもある（図表1－2参照）。

消費者のような個人は、例えばインターネットやカタログ通販などを通じた個人輸入という行為で国際流通の担い手としてとらえることができるが、これらの行為は、あくまでも自己消費のための流通活動であり、市場における交換を目的として流通活動を行っているとは、一般的にはいえない。

国家、国家機関、あるいは国際機関が国際流通の担い手になることもある。国家、国家によって設立された法人、あるいは政府機関が外国から商品を購入したり、逆に商品を外国に販売し、かつ輸送まで行うこともあるだろう。2国間あるいは多数国間条約に基づいて設立された国際機関も国家や企業などから商品を調達したり、あるいはこれら機関が有する物資を他の機関などに供給、輸送するということもあるだろう。このような場合には、国際流通の担い手としてとらえることもできる。

しかしこのような国家、国家機関、あるいは国際機関等による国際流通は、市場経済においてそれ程大きな割合を占めているとはいえない。今日、市場経済における国際流通の最も基本的な主体は企業である。企業は資本と労働を投入して企業活動を行い、生活に必要な種々な財・サービスを産出し、つくられた財は市場取引（交換）を通じて商品として流通する。現在、企業の国際的活動が大きく進展しており、これに伴い企業は国境を越えた商品流通を展開していることから、企業が国際流通の主要な担い手であるといえる。そこで本論文では、企業を国際流通の担い手としてとらえることとする。

(3) 国際流通機能と国際流通の領域

前述したように、流通は生産と消費の間に介在し、その懸隔を架橋することである。それは経済活動の中で流通に課せられた課業であり、流通課業と呼ばれる（田村、2001、p. 5）。生産と流通の間には、以下のような懸隔がある（同上書、pp. 6-8）。

所有懸隔—商品の生産者とその消費者の分離

空間懸隔—生産場所と消費場所の距離

時間懸隔—生産時点と消費時点の相違

情報懸隔—消費部門についての生産者の不確実性と生産部門についての消費者の不確実性

価値懸隔—商品とその提供様式の価格についての生産者と消費者の合意の欠如

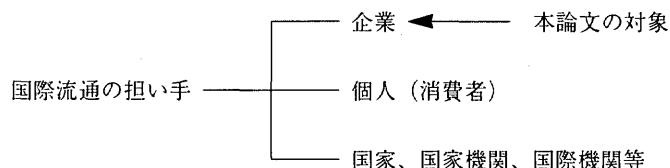
上記に掲げた生産と消費の懸隔を架橋するために、①所有権、②商品それ自体、③資金、④情報といった諸要素が移動することが必要となる。このような諸要素の移動を流通フローと呼んでいる。流通フローは、いくつかの要素に区分されるが、基本的な要素フローは、以下のとおりである（同上書、p. 9）。

- ①生産部門から消費部門への商品の所有権の移動（商流）
- ②生産部門から消費部門への商品それ自体の移動（物流）
- ③消費部門から生産部門への商品の対価としての資金の移動（資金流）

- ④生産部門と消費部門の間の双方向的な情報の移動（情報流）

所有の懸隔は、所有権の移動によって架橋される。これは商流と呼ばれる。価値の懸隔も所有権の移動によって架橋される。空間、時間懸隔は、商品それ自体が移動することによって架橋され、物流と呼ばれる。所有権の移動は、その対価としての資金の移動を伴うことから、資金の移動は商流に含むこともできるが、ここでは資金の移動を資金流という形で独立してとらえることとする。また所有、空間、時間、情報、さらには価値の各懸隔は、双方向的な情報の移動によって架橋され、情報流と呼ば

図表1－2 国際流通の担い手



れる。

このような流通フローは、あくまでも流通の概念を示したものであって、自動的に生じるわけではない。流通フローを生じさせるためには、それに対応した流通活動が必要となる。流通活動の内容は多様であるが、一般には以下のような基本類型が考えられ、これらは流通機能と呼ばれる（矢作、1996、p. 28、田村、2001、p. 9）。

①所有権機能

商品の所有権を移転するための売買活動が中心となる。具体的には購買と販売からなる。価格その他の取引条件の交渉もこれに含まれる。

②物流機能

貨物の輸送、保管、荷役、包装、在庫管理、流通加工の活動からなる。

③補助機能

補助機能とは、所有権機能と物流機能を促進する活動である。具体的には、(i)売買代金の決済や代金の支払・回収などにかかる資金機能、(ii)売買活動に伴う危険負担機能と購入後商品を保管することによる危険負担機能で、前者は資金機能と関係し、後者への対応は保険制度と関係することになる。(iii)取引活動に関する情報を売主、あるいは買主に知らせる情報伝達機能に分けられる。

以上、一般的な意味での流通の概念、流通機能を述べたが、国際流通においてはどのようになるのであろうか。国際流通は、前述したように国境を越える流通であるが、国際流通においても基本的には今まで述べた一般的な流通の概念、流通機能が当てはまる。即ち、国際流通においては、

- ①所有権の移動→所有権の国境を越えた移動
 - ②商品それ自体の移動→商品それ自体の国境を越えた移動
 - ③資金の移動→資金の国境を越えた移動
 - ④情報の移動→情報の国境を越えた移動
- という形態をとる。

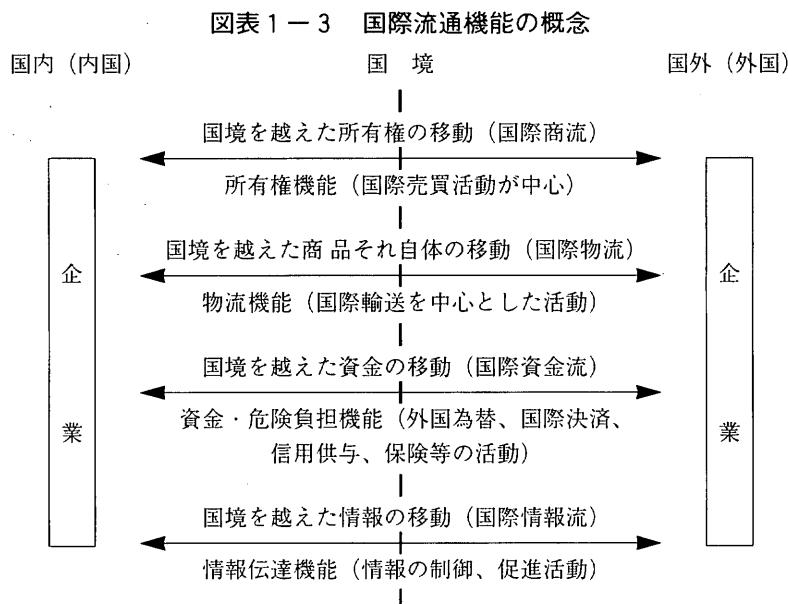
このように国際流通は、国境を越えて諸要素が国際間に移動することであることから、このような流通フローは国際流通フローととらえることができる。従ってそれぞれの国際流通フローについては、ここでは、①を国際商流、②を国際物流、③を国際資金流、④を国際情報流と呼ぶこととする。このような各国際流通フローに対応

した国際流通機能があることになる。即ち、国際商流にかかる所有権機能は、国際売買活動が中心となり、国際物流にかかる物流機能は、国際輸送を中心とした活動となる。また補助機能についてみると、国際資金流にかかる資金・危険負担機能は外国為替、国際間の資金決済、信用供与、保険等の活動となり、国際情報流にかかる情報伝達機能は、国際商流、国際物流、国際資金流を制御したり、あるいは促進したりする情報伝達活動となる。これらの関係を図式化したのが、図表1-3である。

国際流通機能は、上記のように表わすことができるが、国際流通の領域は、国際流通が国境を越える国際間の流通であることから、一つの国の主権、統治権はもとより、国家の経済政策、通商問題等に直接、間接にかかわり、その結果種々の公的規制を受けることになる。その典型例が輸出入という国際取引による国際流通の場合である。今日、どの国においても輸出入に当たっては、国家の主権、統治権に基づき、必要な場合には事前に許可や承認を求めるなどを要求するほか、適正な輸出入が行われるよう国際流通については通関制度を設け、これに基づいて通関業務を実施している。これらの行為は、企業の遂行する国際流通機能そのものではなく、国家が行うものであり、企業の国際流通活動を管理するという側面を有することから、企業の国際流通活動に大きな影響を与える。ここでは、これを国際流通管理と呼ぶことにすると、国際流通の領域に含まれる。

国際流通の領域には、今1つ国際的な取り決め、および国際機関による国際ルールの規律が含まれる。国際流通が、国境を越える、つまり1つの国の主権、統治権にかかるくる流通であることから当然といえる。

国際的な取り決めには、統一法（条約）、統一規則、標準契約款などが含まれる（もちろん、国際取引を規制する国内法もあり、これも国際流通における公的規律に含まれるが、ここでは省略する。また自国の公法規定の領域外適用、即ち公法の域外適用の問題もあるが、これについてもここでは対象としない）。統一法とは、一定の法律関係に関する各国の私法の規定を統一するための法規範であり、条約の形式をとるのが通例である（高桑、2003、p. 12）。条約加盟国、あるいは一方の国が条約に加盟している場合には、企業の国際流通活動は国家を通じてこの規制を受けることになる。統一規則や標準契約



約款等は、一般に国際機関、あるいは国際団体、業界等によって作成されたものである。これらの規則は、当事者がそれを援用することによって適用されるが、国際取引の安定化等のため、多くの国の当事者がこれらの統一規則を適用していることから、その限りにおいて企業の国際流通活動もその規制を受けることになる。

国際機関による国際ルールの規律で典型的な例が、WTO協定に基づく各種公的規制措置である。今日、先進国をはじめ多くの国がWTOに加盟しており、加盟国はWTO協定に基づいた国際ルールに従って行動しなければならず、国際流通機能を遂行する企業の国際的事業活動も当然この規制を受けることになる。このような企業の国際流通活動を規制する分野を国際流通政策と呼ぶこととする。

以上のように考察すると、国際流通の領域は、企業が遂行する国際流通機能という私的活動の分野と国家及び

国際機関等が国際流通を管理する、あるいは国際ルールによって国際流通を規律するという公的活動の分野から構成されるといえる。これを図式化したのが、図表1-4 国際流通の領域である。

2. 先行研究のレビュー

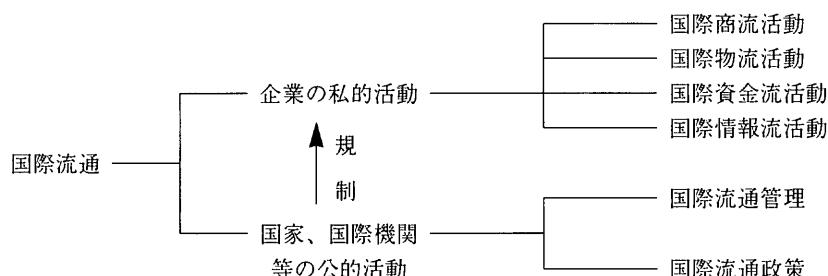
2.1 国際流通全般

国際流通という表題をつけた先行研究はそう多くない(国立情報学研究所総合目録データベースで検索したところによる)。以下、主要な先行研究についてレビューすることとする。

(1) 山上徹 (2004)『改訂 国際流通論』白桃書房

国立情報学研究所総合目録データベースで検索したところによれば、国際流通そのものだけを表題としている

図表 1-4 国際流通の領域



唯一の解説書である。本書は、第1章 商業の発達と流通活動、第2章 商流機関と機能、第3章 物流機能と商流・物流の乖離、第4章 物流システム、第5章 サービスと流通業のグローバル化、第6章 国際流通と貿易形態、第7章 多国籍化行動と国際流通という構成になっている。これらの章で国際流通と直接関連のある記述は以下のとおりである。

第1章 商業の発達と流通活動 第1節 商業の概念の変遷では、国際流通とは商品が生産者から消費者に供給される活動が国境を越えて、複数国に跨ってなされるものであり、外国貿易 (foreign trade)、国際貿易 (international trade) とも考えられ、国際的な観点による商品流通を意味する。また国際流通は国内流通と異なり、国境の外において有形財・サービスの受け渡しが実施されることもあり、かなり複雑化し、異質性が見られるが、基本的には同質性、類似性をもって考慮されるべきことである、と述べる (pp. 3-4)。

さらに同章第2節 国際流通の発達概況では、国際商業・流通の発達史を概観したうえで、国際流通の成長と発達のために国際間の取引活動を推進するための諸改革がなされたとして、例えはある市場の特化する輸出商の出現、海外の代理機関の指定、販売スタッフの出現による海外直接販売、支店網の設置、海外投資、さらには多国籍企業の出現が見られるようになった。また輸送革新も進展し、近年コンテナ船の出現により世界中の貨物輸送が大量、迅速、安全なものと認識され、貨物保険制度も同時に充実してきたとする (p. 8)。

第4章 物流システム 第4節 國際物流システムと物流機関、同章5節 國際物流システムの形態では、国際物流業の形態 (キャリア、フォワーダーの区分)、国際複合輸送におけるフォワーダーの機能、国際物流システムの形態 (直送システム、中継システム、伝統的システム、多国籍システム) を取り上げ説明している (pp. 69-80)。

第5章 サービスと流通業のグローバル化 第5節 仕入活動の国際化では、日本における輸入促進策の展開の方法として、輸入総代理店制、並行輸入、開発輸入を述べ (pp. 94-99)、同章第7節 小売業のグローバル化では、小売業の発展段階を間接輸入、直接輸入、海外出店、現地法人化、そしてグローバル組織構造の5段階に分けて小売業の海外展開の状況を説明している (pp.

100-102)。

第6章 國際流通と貿易形態では、国際流通とは国家間、国境を越える取引であるとし、その成立の根拠として、まず従来の貿易理論 (比較優位性) から説明し (pp. 105-110)、その後近年の国際流通の形態は、自由貿易主義によるよりも関係各国間の契約により、各種の方策 (輸入割当制、外国為替管理、交換貿易制、輸入リンク制) によって直接的に貿易方法・形態を管理・統制し、輸出入の均衡や国際収支を改善するという保護貿易の進化した形態としての管理貿易が現在世界の大部分の国で実施されているとしている (pp. 111)。

そして国際流通の主流は、戦前の「垂直貿易」中心から、今日、「水平貿易」の形態へと構造的な転換をし、とくに同一産業内にも産業内分業が進展しており、また企業内分業を展開する多国籍企業の存在を認識せずに国際流通は論じられないと述べる (p. 113、p. 125にも同様な記述がなされている)。

第7章 多国籍化行動と国際流通では、主として企業の多国籍化とマーケティングの関係を取り上げ、ここでは従来からいわれている多国籍化に伴うマーケティングの移転するサイクルを紹介し (p. 119)、多国籍企業の国際物流計画化のパターンを述べる (pp. 120-124)。

以上、やや詳しく国際流通と関連している個所を中心におおむね本書の内容を紹介したが、国際流通論としてみた場合以下のような特徴と限界を有している。

①流通を商流と物流に分けるが、流通にはこれ以外に情報流、資金流 (広く商流に含める見解もあるが) なども包含するものであり、特に国際流通に特有、かつ重要な領域である取引条件、代金決済、あるいは通関制度など分野の記述が全く抜けている。

②国際流通は、国境を越えた流通活動であることは筆者も同じ考え方であるが、それは本書が指摘するような外国貿易、国際貿易などと考えられるものではない。貿易は国際間の取引行為 (輸出入取引) によって生じる国際流通であり、国際流通は貿易以外によつても生じる。国際流通は国境を越えた生産と流通の国際間の懸隔を架橋するという流通課業を果たすものであり、取引行為としての貿易はその課業行為の1つといふことができる。

③国際物流システムを国際複合物流から主としてアプローチしている点については、今日、国際複合物流が注目されていることから首肯されるが、国際物流全体を明ら

かにした上で、取り上げるべきである。こうした記述が行われていないので、現在急速に伸びている国際航空輸送についてはほとんど論述されていない。

④サービスと流通業のグローバル化の説明で、直接投資によるグローバル化の段階に入っていると述べるが、それと仕入活動と国際化、卸売業のグローバル化との関係が明らかでない。グローバル化が直接投資と関係があるならば、その点からアプローチが必要ではないかと思われる。

⑤保護貿易の進化した形態としての管理貿易が、現在世界の大部分で実施されていると述べるが、管理貿易は保護貿易の「進化」した形態であろうか。また世界の多くの国が加盟しているWTOによる貿易・通商システムなど、国際流通政策の問題にも言及すべきであったと思われる。

以上、本書の内容を考察してみると、本書は流通という立場から国際流通論を展開していることは評価できるが、国内流通の延長線上として国際流通にかかわる部分が生じてきた時に、部分的、断片的、あるいは追加的に国際流通にかかわる部分を説明し、しかもそのような記述であるから、国際流通論として本来取り上げるべき項目が欠如してしまっている。国際流通そのものに真正面から向かい合い、それを体系化し、その体系化に基づいた論述となっているとはいひ難い。

(2) 柏尾昌哉・小野一一郎・河合信雄監修 (1992) 『国際流通とマーケティング』同文館出版

本書は、1992年に発行され、9人の専門家による共同執筆となっている。本書の構成は、第I部 国際流通、第II部 マーケティング、第III部 外国流通事情の3部となっている。第I部 国際流通は、さらに第1章 日本貿易政策の源流、第2章 戦後日本の貿易と構造、第3章 日米「グローバル・パートナーシップ」のゆくえ、第4章 現在世界におけるオフセットの4つの章からなっている。第1章と第2章は、日本の貿易、および貿易政策に焦点をあてた論述であり、第3章は主として日米パートナーシップにおける日本異質論に対処した日本の進路に対する提言、第4章はアメリカの武器輸出に関するオフセットの評価を論じたものとなっている。

本書は、はしがきに書いてあるとおり、各専門家がそれぞれの問題意識のもとで国際流通問題を論じることを

前提に編集されたものであり、それぞれのテーマを各専門家が獨得の切り口で論じるという本書の性格からみて、いわゆる国際流通の体系書という内容とはなっていない。

(3) 山崎仁・万藤和男 (1977) 『国際流通と貿易実践』杉山書店

本書は、初版が1977年と今から四半世紀以上も前に発行されたものである。本書の構成は、第I部 貿易実践、第II部 輸出貿易実践、第III部 輸入貿易実践、第IV部 貿易と流通革新となっている。第I部から第III部までは貿易に関するものであり、国際流通と関連するのは第IV部の貿易と流通革新である。第IV部は、さらに第16章 国際貿易と物的流通、第17章 物的流通の革新と海上コンテナ輸送、第18章 国際流通の近代化と航空輸送、第19章 航空貨物輸送の業務実践からなっている。これらの章を通じて第IV部でいうところの流通革新とは、主として物的流通部分の革新を意味し、その概念をコンバース (P. D. Converse) や当時の通産省産業構造審議会・流通部会での見解を基に紹介している。そして物的流通の革新を海上コンテナ輸送と航空貨物の2つの領域で述べている。

本書は、表題の1つとして国際流通という冠を掲げているが、国際流通とは何か、その体系はどのようなものかについての明確な記述がみられない。国際流通論の理想は、「世界は一つ」であり、全体として一つの市場を地球上に形成して複数の国家群が存立する経済的相互関係であると述べる (p. 6)。しかし具体的な記述がない。また第I部第2章で国際流通関係の創設という章を設けているが、その内容は第1節 海外に市場を求める事と、第2章 貿易契約実践の行程、第3章 国際経済協力と市場開拓となっており、どのような国際流通関係が創設されているのか、明らかとなっていない。また流通革新は物的流通に限られるものではない。

本書は、今から四半世紀も前に執筆されたものであることからやむを得ないが、国際流通を物的流通からアプローチしているのはあまりにも狭い過ぎる内容と方法であるといわざるを得ない。ただこの時代に貿易を国際流通へととらえて行こうとする姿勢は評価できよう。

国際流通という表題は付けてはいないが、内容的にみると国際流通全般を扱い、比較的新しく発行された先行研究として、以下の文献をあげることができる。これら

は主として国際流通を国際取引の側面から法的アプローチしている。国際流通は国境を越えた流通であることから、それぞれの国家の主権や統治権と密接に関係し、これらを調整するために国際的な取決（条約、統一規則等）が作成されており、この方面からの法的アプローチが求められるのは当然である。国際流通は商学の分野であるので、法律学のような法解釈や訴訟手続などに関する考察は必要としないが、国際流通の研究に当たっては、こうした国際取引に関する法的アプローチは必要欠くべからざるものと認識しなければならない。

(4) 高桑 昭 (2003) 『国際商取引法』有斐閣

本書は、企業の国際商取引に関する法規範、法律問題を概説した法律専門書である。今日、企業の経済活動は国境を越えて広く世界の各地で行われ、その活動内容は、単なる物の売買（貿易）およびそれに伴う輸送、外国為替などの取引にとどまらず、建設工事、役務の提供、技術移転、企業提携、国際的金融取引などに及んでいる。これらの経済活動の特色は、法的にみると法を異にする国または地域に活動拠点を有する者の間の取引であり、このような取引が国際商取引（international commerce, international business transactions, international trade）であり、国際商取引を規律するための統一法、統一規則、標準（一般）契約条件等の実体法規範を国際商取引法、あるいは国際取引法と定義づけを行っている。

本書の構成は、第1章 序説—国際商取引法、第2章 国際商取引に共通する法律問題、第3章 国際売買、第4章 国際運送、第5章 国際的支払、第6章 国際的企業活動、第7章 外国為替管理と貿易管理、第8章 紛争解決手続となっている。このような構成をみると、筆者の提示する国際流通論の体系とかなり重複する部分がかなりある。すなわち、第3章 国際売買は、国際商流、第4章 国際運送は、国際物流、第5章 国際的支払は国際資金流、第6章 国際的企業活動は、国際流通を生じさせる要因としての国際流通の概念、そして第7章 外国為替管理と貿易管理は、国際流通管理にそれぞれ対応する。

もちろん筆者の提示する国際流通論の各領域とは内容的に一致しない部分があるし、何といっても実態的なアプローチの点では決定的に異なる。しかし筆者の提示する国際流通論に法的アプローチを与える内容となってい

る。

本書の最も優れている点は、概念構成が極めてしっかりととしていること、法規範へのアプローチが極めて正確であること、用語（法律用語はもちろん、取引、流通に関する用語も含めて）の定義、使い方が的確であることなどがあげられる。確かに紙幅の関係で概説にとどまっている個所もあるが、法律の専門家が執筆した国際商取引法の本格的体系書であり、国際流通を法的な面からアプローチした、その意味ではいわば法的国際流通論ともいえる。

国際流通は、国境を越えた流通であるから、その活動に当たってはさまざまな法体系をもつ国、または地域の法規範はもちろんのこと、国際統一法（条約）や統一規則等によって規律されることから、この面からの法的アプローチは絶対に必要であり、むしろそれは国際流通論において重要な地位を占めているといつても過言ではない。この点から本書は、国際流通、あるいはその体系化の研究に当たって絶対に欠かすことができない先行研究として評価できる。

(5) 北川俊光・柏木昇 (2005) 『国際取引法 [第2版]』有斐閣

本書は、上記(4)の先行研究と同じように国際取引に関する法律問題を論じた解説書である。本書の構成は、大きく序章 国際取引法の法的構成、第1章 国際取引の私法的側面、第2章 国際取引の公法的側面、第3章 国際取引における紛争の解決、に分かれる。

このうち第1章には、国際取引契約と法廷地、管轄および準拠法の関係、国際売買取引に関する法律およびソフト・ロー、国際売買ビジネスと契約、国際売買と契約、売買契約の履行、国際売買と商品の運送、国際売買と商品代金決済、契約違反に対する救済、国際取引と代理店・販売店、製造物責任法、および技術・知的財産権、国際取引と独占禁止法の各節が含まれ、また第2章ではGATT・WTO体制の下における国際取引、WTO体制の下における国際取引関連の共通ルール、WTO体制の枠外の国際取引規制法令、地域貿易協定の各節が含まれている。

本書の大きな特徴は、国際取引を契約を中心とする私法的側面と WTO体制の下における貿易、投資、あるいは紛争解決等のための共通のルールとしての公法的側面

に分けてアプローチしていることである。第1章の私法的側面は、筆者が提示する国際流通論の中の国際商流、国際物流、国際資金流の対応する内容が含まれており、また第2章の公法的側面は、まさに国際流通政策に該当する。従って筆者が国際流通論で取り上げている国際流通管理、国際情報流を除けばかなりの部分で重なるが、逆に本書で述べている製造物責任法、技術・私的財産権、独占禁止法などは、筆者が提示する国際流通論では扱っていない。

本書は、国際取引法の体系書というよりは、国際ビジネス活動におけるさまざまな法律問題を網羅的に取り上げて解説したものである。国際ビジネス活動から生起する現実的な法律問題をビジネスの現場にいた立場（現在は大学教授に就任）から法的アプローチをして、国際取引の法律問題を考察している点は評価できるが、記述内容があまりにも網羅的である上、引用や表記などの点にやや難点があるといえよう。

2.2 個別国際流通分野

国際流通における個別流通分野における主な先行研究として以下の文献があげられる。

(国際商流)

国際商流の分野では、先にあげた国際取引法に関する先行研究の他に、比較的新しい文献として以下のものがあげられる。

(1) 紹巻康史 (2003) 『国際取引法「新版」』 同文館出版

本書は、著者の長年におよぶ国際ビジネスの経験（その後大学教授に就任）を基に、国際商慣習法を重視する立場で、国際取引法の内容を解説したものである。本書の構成は、1章 国際取引とルール、2章 国際取引法の形成と周辺状況、3章 国家制定法と国際商慣習法、4章 国際取引契約の現代化と調整条項、5章 取引の開始、6章 契約の成立、7章 商慣習法の意義（一）：定型取引条件、8章 国際売買契約、9章 商慣習法の意義（二）：標準契約約款、統一規則、10章 プラント輸出契約、11章 ウィーン売買契約とユニドロワ国際商事契約原則、12章 国際物品運送契約、13章 国際貨物保険契約、14章 貿易決済と直接投資 15章 知的財産の保護と技術の責任、16章 紛争に出会う、という内容となっている。

この構成から明らかなように、国際契約のルールとして国際取引法をとらえており、従ってその内容は国際取引における契約や契約のルールに重点が置かれている。国際商流との関連でいえば、4章の国際取引契約の現代化と調整条項から11章のウィーン売買条約とユニドロワ国際商事契約原則までの8つの章が国際商流に対応する内容であり、これは全16章の半分にあたる。

国際商流は、国境を越えた財の所有権の移動であり、それは所有権を移転するという活動によって担われる事になる。所有権の移転は、基本的には売買契約によって遂行されることから、本書の内容と重なる部分はあるが、本論文では国際流通においては契約そのものの法律的議論よりも所有権の移動、あるいはその形態に関心をもっており、契約の成立、有効性、契約違反の救済などの法的アプローチに重点を置く本書の内容とは立場を異にする。

本書は、国際取引に関する法律専門書というよりも、国際ビジネスの現場にいた経験を踏まえ、契約のルールとして国際取引を論じたものであり、この点で一般の法律書ではあまりみられないビジネス現場における契約の仕組みなどが図示されており、大いに参考になるが、法律書として位置づけるならば、法的表現（用語の定義、条約等の条文の正確な引用など）の的確性も求められる。（国際物流）

国際物流の分野については、海上輸送、航空輸送、港湾、荷役、倉庫、コンテナ物流、複合物流、フォワーダーなど個別物流を含めると、多くの先行研究がみられる。ここでは国際物流という表題を付け、かつ比較的新しく発行されている以下の先行研究をレビューすることとする。今日、国際物流は、輸送手段とシステムの発達が速く、さまざまな形態の輸送方式と物流技術の変革が行われているからである。

(2) 鈴木 曜 (2004) 『国際物流の理論と実務（新訂版）』 成山堂書店

本書は、第1章 貿易と国際物流、第2章 国際物流の現代的特徴 第3章 国際物流と海運業、第4章 定期船海運 第5章 定期船海運の実務 第6章 不定期船海運 第7章 航空貨物輸送 第8章 国際複合輸送 第9章 コンテナ輸送とコンテナ・ターミナル 第10章 コンテナ貨物と通関業務 第11章 国際物流とフォワー

ダー業務の11章から構成されている。

第1章と第2章で国際物流の概念や現在における特徴を述べ、第3章から第6章まで海上輸送、第7章に航空輸送、第8章で国際複合輸送という国際輸送の3つの形態を展開している。第9章と第10章で現在定期船のほとんどがコンテナ船で行われていることから、コンテナ輸送とコンテナ貨物を説明している。そして最後に利用運送人として近年めざましい発展をとげているフォワーダーの状況を説明している。このように本書は、国際物流の内容を多方面からとらえ、かつ実務的な要素も取り入れている国際物流の体系書といってよい。

本書は、はしがきで述べているとおり、国際物流の全てを網羅しているわけではないが、それを前提とした上で、以下の点を指摘することができる。

①近年航空貨物輸送の発展はめざましく、今後とも航空貨物の取扱いはますます増加することが予想される。しかし航空貨物の流れは、輸出と輸入とでは異なるし、また航空輸送にはULD (unit load devices) の知識は欠かせない。これらの内容についてさらなる説明がほしかった。

②日本企業の海外展開（海外での生産拠点の設置など）の活発化にともなって、メーカーあるいはフォワーダーが中心となって保税制度を活用して海外在庫保管（ストック・ポイント、流通加工業務を含む）を設置する例がみられるようになってきている。これは日本企業のジャスト・イン・タイムあるいは在庫費用の削減等を目的としたものである。この制度は国によって非居住者名義では関税徴収の観点から認められないこともあるが、そうした国の制度の違いを踏まえて、このような新しい国際物流の方式にも言及してほしかった。

③国際物流は、国際間に跨る輸送であることから、それぞれの国の利害に關係する。そこで国際間の物流が円滑に行われるよう、統一法（条約）、統一規則、標準契約条件が作成されている。これらの内容については、本書でもいくつか紹介されているが、十分とはいはず、特に航空貨物輸送については、その基本的条約であるワルソーアンダーコンテンツ・モントリオール条約に関する記述が全くない。国際物流は国際的なルールに基づいて行われており、基本的な国際規律の知識は必要欠くべからざるものである。可能な範囲での記述がほしいところである。

(3) 汪 正仁 (2004) 『ビジュアルでわかる国際物流』 成山堂書店

本書の構成は、第1章 国際物流の概念、第2章 国際物流と港湾、第3章 国際物流と空港、第4章 国際物流と海上貨物輸送、第5章 コンテナターミナルの施設と荷役方式、第6章 国際物流と航空貨物輸送、第7章 国際物流と鉄道輸送、第8章 国際宅配便、第9章 国際複合一貫輸送におけるNVOCCの地位、第11章 海運同盟、第12章 国際物流とEDIの12章からなっている。

本書の特徴は、表題で示しているように、何といつても随所に写真が挿入されており、言葉だけでは分かりにくい物流施設や輸送手段等が感覚的に理解できることである。また本書の構成も、第1章で国際物流の概念を述べたあとで、第2章と第3章、および第5章では物流のノード（結節点）を説明し、第4章から第6章、および第7章から第10章までは国際物流のリンク（輸送経路）としてそれぞれの輸送手段、形態、通関等まで含めて述べている。そして第11章では利用運送人として国際複合輸送で大きな役割を果たしているフォワーダー、NVOCCの地位、業務内容等を説明し、第12章では情報化時代に対応したEDIの内容を述べている。

このように本書は、国際物流について基本的な内容を網羅している国際物流の解説書として十分に評価できるが、欲をいえば国際物流の制度的な側面についての説明が十分でないので、この点の補充が求められるところである。しかしこの点については本書の主旨や性格からみてやむを得ないであろう。

(国際資金流)

国際資金流の分野については、国際金融を専門にする銀行の発行する文献、あるいは貿易論、国際取引法等の文献の中で取上げられていることが多くみられるが、ここでは貿易論の中で国際資金流を取上げている以下の文献をレビューする。

(4) 新堀 聰 (2001) 『現代貿易売買』 同文館出版

本書は、貿易論の中でも主として貿易売買について解説を行ったもので、その構成は、第1章 貿易売買契約の成立メカニズム、第2章 貿易売買に関するウイーン条約と標準的取引条件、第3章 船荷証券と海上運送状、第4章 信用状となっている。このうち国際資金流と直

接に関係するのは、第4章 信用状である。第4章は、さらに第1節 商業信用状取引の概要、第2節 信用状独立の原則、第3節 1993年信用状統一規則、第4節 スタンドバイ信用状で構成されている。

伝統的な貿易取引においては、信用状 (L/C, letter of credit) がよく利用される。しかし日本企業の海外直接投資が活発化し、海外子会社が多数設立されると、本社と海外子会社との間の貿易決済は、特段の事情がない限り、外国送金 (remittance) などの簡便な方法で決済されることが多く、その分だけ信用状の発行による国際決済は減少傾向にあるが、このことをもって信用状の意義が失われるものではない。

本書では、第1節と第2節で信用状による貿易取引、信用状の独立原則など信用状の概要を述べている。信用状については、国際商業會議所 (ICC, International Chamber of Commerce) が「信用状統一規則」(略称) を制定し、現在使用されている統一規則は、1994年1月1日から施行されている UCP500である。信用状統一規則は、あくまでも任意の国際ルールであるが、日本では銀行協会がこれを遵守して適用している。本書ではこれについて第3節で詳述している。第4節でスタンドバイ信用状 (standby letter of credit) について述べている。スタンドバイ信用状は、債務保証のために、保証状ではなく信用状の形式をとるものであるが、国際決済からみると信用状としてはやや特殊なものである。それよりも信用状における貿易当事者と発行銀行との法律関係などについてもう少し具体例が含まれていると、理解の促進に役立ったことと思われる。

(国際情報流)

国際情報流の分野については、現状、単著によるものはそれほど多くはないが、以下の文献をあげることができます。

(5) 八尾 晃 (2003) 『電子貿易と国際ルール』 東京経済情報出版

本書は、国際間の電子商取引に関する諸問題と国際ルールを解説したもので、既に発行されている『国際取引と電子決済』(初版1999年、改訂版1999年、東京経済情報出版)、『貿易・金融の電子取引』(2001年、東京経済情報出版) に続くものである。本書の構成は、序章 電子貿易と国際ルールのあらまし、第1章 電子署名の相

互認証、第2章 電子データの原本性、第3章 電子商取引における代理・代表、第4章 電子エージェント、第5章 実物と金融のサプライチェーン、第6章 Bolero.net、第7章 SURF、第8章 TEDI、第9章 Trade Card、第10章 電子通関・港湾 EDI・電子行政、第11章 EUの電子署名・電子商取引指令、第12章 UNCITRAL の電子署名モデル法、第13章 UNCITRAL の国際債権譲渡条約、第14章 UNIDPOIT の可動物件国際的権益条約となっている。

1990年代に入って国際流通、あるいは国際取引において電子商取引の取組みが、国連、EU、米国、そして日本においても積極的に行われてきているが、その内容は技術的、専門的な内容（特にコンピュータ・システム、IT技術など）を含み、かつあまり可視的でない部分が多いため、当該分野について基礎知識をある程度有していないと理解がしづらい領域である。

本書は、電子貿易について電子商取引制度の国際ルールを解説し、この分野における先駆的な文献として評価できるが、一部の記述においては当たり前の事として前提となる部分の説明が不十分であったり、あるいは今一つていねいな表現が求められるところがみられる。本書は、電子商取引を網羅的に取上げ、テーマ集的な色彩が強いだけに、上述した点に対する工夫が求められるところである。

(国際流通管理)

国際流通管理は、国境を越えた国際間の物品の流通を管理することであり、具体的には国家の経済政策、通商政策などの観点から、輸出入に当つての事前の許可、承認、及び通関制度とその運用、手続に関するものである。この分野は国家の政策的な分野に属し、その内容も実務的、実践的であることから、学術的な文献は少なく、実務的なマニュアルとして日本関税協会が発行する以下の文献があげられる。

(6) 日本関税協会 (2001) 『通関手続 (貿易実務新書)』 日本関税協会

本書は、日本の通関制度及び手続を輸出入における物品の国際間流通に即して解説したものであり、その内容は大きく第1部 輸入手続、第2部 輸出手続、第3部 その他に分かれている。

第1部では、第1編 輸入貿易手続の概要、第2編

通関前の手続、第3編 輸入通関手続、第4編 輸入貨物に係る関税の減免戻税及び還付制度の概要、第5編 内国消費税の免除、となっており、第2部では、第1編 輸出貿易手続の概要、第2編 通関前の手続、第3編 輸出通関手続、第4編 輸出を条件とする関税等の減免税、第5編 保税制度、第6編 臨時開港制度、第7編 不服申立制度、という構成となっている。そして第3部は、第1章 電子情報処理組織による税関手続の特例、第2章 通関業となっており、国家が行う通関業務を円滑に行うための外部機関（NACCS、通関業者）を取り上げている。

本書は、上記の内容にみられるように、日本の通関制度（外為法その他の法令による許可、承認等に係る通関前の手続を含む）、通関手続及び関税の適用等を網羅的に解説したもので、いわゆる学術書ではない。しかし、国際流通管理は、国家の輸出入及び関税制度、そして具体的な関税（税率等）の適用が中心となることから、そのための実践的な法制度の基本知識は必要不可欠である。この点では、本書はまさに実践的、実務的内容となっており、十分に評価できるが、法令の規定の説明に正確性を期するあまり、記述が平坦的となってしまい、もう少し立体的な記述がほしいところである。

（国際流通政策）

国際流通政策の分野においては、現状この分野が確立されていないので、これに関する文献は多くなく、流通政策の中で国際流通政策を位置づけようとする文献として以下のものがあげられる。

（7）保田芳昭（1993）『国際化時代の流通政策』ミネルヴァ書房

保田（1993、p.13）は、流通政策を国内流通政策（狭義の流通政策）と国際流通政策に分け、国際流通政策は従来からいわれてきた貿易政策を主軸とするが、国際的商品流通に関する広い内容をもつて至っていると述べる。そしてわが国の国際流通政策は、国内での国際競争力の育成に対応しつつ自由化政策をとってきており、そこでは政府の輸入促進政策、円高の推進策、および国際協調型経済構造への抜本的転換政策の推進がとられたと指摘する（同上書、pp.20-22）。

このように保田は国内流通政策と関連させながら、国際流通政策を国内市場開放、輸入拡大等の観点からとら

えようとしていることが分かる。この視点は極めて重要であるが、ここでは国際流通政策を国家間全体の通商、貿易、さらには国際取引のルールとして把握することしたい。その意味からすると、国際流通政策の代表的なものは、WTO（World Trade Organization、世界貿易機関）に定める各種の協定である。WTOに関する体系的な先行研究として以下の文献があげられる。

（8）田村次郎（2001）『WTOガイドブック』弘文堂

本書は、WTO体制における主要なテーマを取り上げて解説したWTO協定に関する概説書である。本書の構成は、第1章 GATTの概要、第2章 GATTの基本原則、第3章 関税の概略と関税交渉、第4章 非関税障壁とウルグアイ・ラウンド、第5章 セーフガード、第6章 アンチ・ダンピング、第7章 補助金・相殺措置、第8章 紛争処理手続、第9章 サービス貿易、第10章 知的財産権、第11章 WTO体制と新たな課題となっている。

WTO協定は、WTOを設立するマラケッシュ協定とその附属書から構成されている。附属書は、附属書1A：物品の貿易に関する一般協定、附属書1B：サービスの貿易に関する一般協定、附属書1C：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、附属書2：紛争解決に係る規則及び手続に関する了解、附属書3：貿易政策検討制度、附属書4：複数国間貿易協定からなり、附属書1Aから附属書3までの各協定は、WTO設立協定と一体となっており、WTO協定加盟国の一括受諾が義務付けられ（附属書4は選択的受諾）、全加盟国で適用される。

このWTO協定と対比すると、本書の内容は、附属書1A、1B、1C、および附属書2を中心に取り扱っており、附属書3は各国の貿易政策の取組みに関することであることから、WTO協定のほぼ全体をカバーしているといえる。

本書の特徴は、概念説明（用語の定義、使い方等を含む）が的確であること、説明の根拠が必ず明示されていること、ケースが随所に配置されており（全部で43ケース）、具体的な内容が理解できるように工夫されていること、などがあげられる。

WTOは、政治、経済、法律、通商、競争政策、国家管理、国際取引等幅広く多岐にわたる横断的な領域であることから、多面向的な知識が要求される分野であり、な

かでも法制度の理解は欠かせない。この点で本書はWTOの体制や協定の仕組み等を簡潔に解説しており、法律の専門家でなくても読んで理解できるような内容となっている。

なおWTO協定における各国の取組みについては、経済産業省から毎年『不公正貿易報告書』が発行されており、WTOの動向を知る上で欠かせない資料である。

3. 国際流通論の体系と内容

3.1 概説

国際流通は、既に述べたように企業の私的活動に係る領域としては、国際商流、国際物流、国際資金流、国際情報流がある。このうち国際情報流は、国際商流、国際物流、国際資金流と密接に関連し、これらの活動を制御したり促進する補助機能である。一方国際資金流は、広くは国際商流に含まれるが、国際流通を引き起こす国際売買取引においては、国を異にする当事者間の国際的な資金の移動（国際決済）は、国内流通にくらべ極めて重要な領域である。

また国家・国際機関等の公的活動は、国際流通管理と国際流通政策の領域に分かれるが、前者は1つの国家の

主権、統治権に基づく公的活動であり、後者は1つの国家を越えた国際流通全般に係る国際的な統一法（条約）による国際規制であり、規制の内容や次元が異なっている。

そこで、「国際流通論」の体系化に当っては、企業の私的活動では、国際商流、国際物流、及び国際資金流を主要な国際流通機能としてとらえ、国際情報流については上記各流通機能と密接に関連し、それぞれの機能に組み込まれて機能していることから、本論文では独立した項目として扱わず、上記各機能の中で取上げることとする。

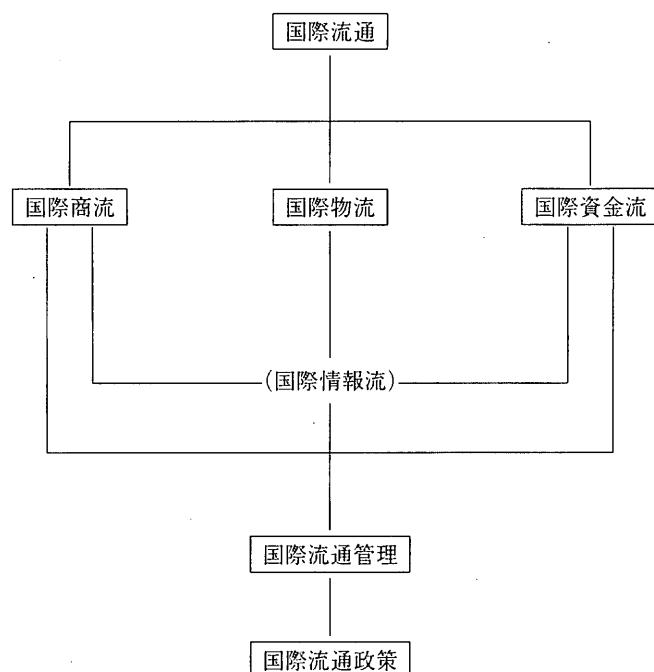
また国家、国際機関等の公的活動についても、国際流通管理と国際流通政策は同じく公的規制の分野に属するが、規制の内容や次元が異なるので、これを分けてとらえることとする（但し、個別領域ごとの国際規制については、該当する各流通機能の項目の中で取上げることとする）。これらのこと踏まえて国際流通論を体系化した概念図が図表3-1である。以下、これら的内容について国際商流、国際物流を中心にその全体像を述べることとする。

3.2 国際商流

(1) 国際商流の概念

国際商流とは、物品の所有権が国境を越えて移動する

図表3-1 国際流通論体系化の概念図



ことであり、これを生じさせる活動が所有権移転を遂行する国際流通活動である。このような活動は、国際的流通活動、あるいは国際取引流通活動と呼ばれることがある。

一般に、所有権移転の原因となる法律行為として、大きく売買、交換、贈与、その他の法的要因の4つに分類できる。国際商流は、既述したように私企業による国際商活動、つまり物品の所有権が国境を越えて移転するという国際取引を対象としていることから、国際商流の対象は、上記4つの所有権移転の原因となる法律行為のうち、基本的には売買が対象となる。そして国境を越える売買とは、売主の営業所のある一方の国から買主の営業所のある他方の国へと所有権が国境を越えて移転する国際売買（international sale of goods）であることから、国際商流の対象で対象となるのは国際売買であり、それは基本的には市場で交換を前提として生産された有形財としての商品、つまり物品の国際売買である。

(2) 国際売買の形態

物品の所有権が国境を越える国際取引としての国際売買の形態としては、大きく①貿易による国際売買、②海外直接投資に伴う国際売買、③海外直接投資を伴わない国際売買、の3種類に分類できる（図表3-2参照）。

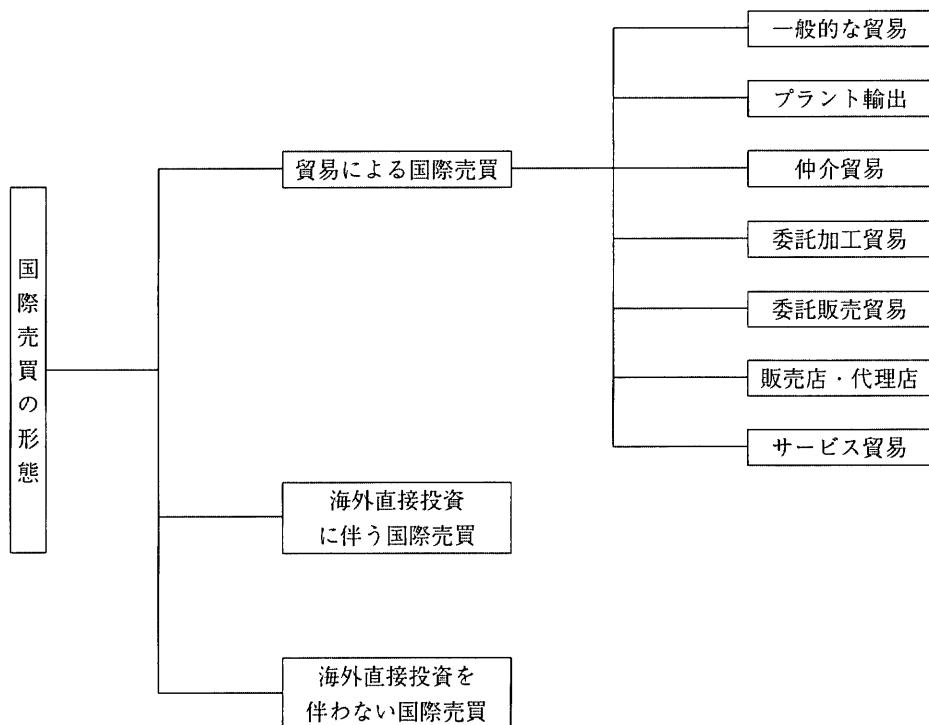
外直接投資に伴う国際売買、③海外直接投資を伴わない国際売買、の3種類に分類できる（図表3-2参照）。

貿易による国際売買は、国際売買の形態としては最も典型的である。貿易による国際売買は、いわゆる一般的な貿易によるものとそれ以外の貿易によるものがある。それ以外の貿易によるものとして主要なものは、プラント輸出、仲介貿易、委託加工貿易、委託販売貿易、販売店・代理店、さらにはサービス貿易があり、これらの貿易形態によっても国際売買が行われる。ここでは、貿易による国際売買を貿易取引と呼ぶこととする。

国際売買は、貿易によるもの以外の形態によっても生じる。その1つが海外直接投資（foreign direct investment）に伴って行われる国際売買である。海外直接投資の主な形態は、海外完全子会社の設立、合弁会社の設立、海外企業への資本参加、既存外国企業の買収、海外支店・営業所等の設置などがあげられる。このような海外直接投資は、あくまでも資本の国境を越えた移動であって、貿易による国際売買、つまり貿易取引という範疇には入らない。

しかし例えば投資国企業が海外子会社（現地法人）を設立することによって、当該現地法人に多くの場合、機

図表3-2 国際売買の主要な形態



器等の生産設備の設置等による所有権の移動という形で国際売買が行われるし、また設立後の運営段階においても本社と海外現地法人との間で物品の輸出入という形で国際売買が行われる。これは一般に企業内貿易と呼ばれるが、これは単なる貿易ではなく、海外直接投資に伴って生じる国際売買である。

貿易によるもの以外の形態によって生じる今1つの国際売買は、海外直接投資を伴わないで物品の国際売買が行われるものである。その典型例が技術移転で、これは必ずしも資本の移動を伴わない。技術移転(transfer of technology)とは、自社の有する技術やノウハウ等を他の企業に利用させ、あるいは譲渡することであり、これが異なる国の企業間で行われる場合が国際的技術移転である。

国際的技術移転は、あくまでも技術やノウハウ等の移転であるから、それ自体は国際売買の範疇には入らない。しかし技術移転に伴って、あるいは技術移転に付随して物品の国際売買が行われることが多く見られる。この場合の国際売買は一般的な単なる貿易による国際売買ではなく、技術移転という行為(契約行為)に伴って、あるいは付随して生じる国際売買であるといえる。

(3) 国際売買契約に関する統一法、統一規則

国際売買は国境を越えた国際間の売買であるから、そこで締結される国際売買契約は、もし国際的な統一法がある場合には、原則的にはその統一法が適用されることになる。国際物品売買契約に関する統一法で現在効力を有しているのは、1980年に採択された「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods, 1980)である。

この条約は、国際取引の発展が、国家間の友好関係を促進する重要な要素であり、国際物品売買契約を規律し、異なる社会、経済及び法律制度を斟酌考慮した統一規則を採択することが、国際取引における法的障害の除去に貢献し、かつ国際取引の発展を促進するものである、という考え方で作成されたもので、第1編から第4編まで、全文101か条で構成されている。1980年4月にウィーンの外交会議で採択されたことから、通称ウィーン統一売買法条約、ウィーン売買条約などと呼ばれる。ここではこの条約名を以下、ウィーン売買法条約と呼ぶこととする。

る。

ウイーン売買法条約は、1988年1月1日から発効しており、2005年3月現在64カ国が批准しており、先進国で批准していない国は、日本と英国くらいなものである。現状日本がこの条約を批准していない、つまり加盟していないという理由で、この条約と無関係であるといえない。この条約は、後述するように日本企業と外国企業が国際物品売買を締結し、その契約の中で紛争があったとき、準拠法はウイーン売買法条約加盟国の法律であるとした場合、その国の国際売買の取引に関する法はウイーン売買法条約であるということになり、結果的に日本企業の締結する国際物品売買契約は、たとえ日本がこの条約に加盟していないなくても、ウイーン売買法条約が適用される可能性がある。もっとも、契約の相手国(締約国)の企業が、ある一定の条件の下でこの条約を適用しないとすることも可能である。

ウイーン売買法条約の内容は、適用範囲、売買契約の成立、売主の義務、買主の義務、売主の契約違反に対する救済、危険の移転、売主と買主の義務に共通の規定などが定められている(条文の詳細は、澤田・柏木・森下(2004)参照)。

国際売買契約については、当事者間における契約内容の解釈の相違、あるいは誤解の発生等による紛争を事前に防止するため、従来いくつかの国際機関や民間団体が国際的な統一規則を制定してきたが、現在最も広く利用されているのが、国際商業会議所(ICC, International Chamber of Commerce)が作成したインコタームズ(正式名 International Rules for the Interpretation of Trade Terms, 邦訳名「貿易条件の解釈に関する国際規則」、略して INCOTERMS (International Commercial Terms))である。

インコタームズが最初に作成されたのは1936年で、パリに本部を置く国際商業会議所が定型取引条件委員会(Trade Terms Committee)を設置して、各国で慣用されている定型取引条件に使用されている用語とその内容の実態調査を行い、この調査結果を基に国際統一規則としてのインコタームズ1936を作成したのである。その後、1953年、1967年、1976年、1980年、1990年と数次の改訂を経て、現在インコタームズ2000が作成されている。現在、貿易条件の解釈については、インコタームズが最も世界中に知れ渡った貿易条件に関する統一規則となって

おり¹⁾、日本の国際取引実務でも多く利用されている（北川・柏木、2005、p. 60）。

インコタームズは、13の定型取引条件を定めているが（詳細は、J. Ramberg (1999) 参照）、インコタームズは、貿易取引における売主の義務と買主の義務、および物品の移動に伴う危険の移転の時期（危険負担の区分）、費用の移転を規定しているだけであって、契約の成立、所有権の移転時期等については全く規定していない。このことは、インコタームズがたとえ統一規則であっても国際売買契約のすべてを解決しているわけではなく、その限界もあることを示している。

3.3 国際物流

(1) 物流の機能と国際物流の特徴

物流とは、一般に商品流通における空間、時間懸隔を架橋するために商品（貨物）の移動に関わる流通活動の1つである。物流活動は、輸送、保管、荷役、包装、在庫管理、流通加工の各機能によって構成されている。これら物流の機能のうち、物流の主たる機能は輸送であり、これ以外の保管、荷役、包装、在庫管理、流通加工の各物流機能は、輸送を補完し、あるいは輸送に付帯した活動を果たしている。

物流ネットワークは、ノード（node）とリンク（link）によって構成されている。ノードとは結節点を意味し、保管その他の活動が行われる倉庫、流通センターなどの物流拠点を指す。リンクとは、物流拠点間をつなげるルートであり、輸送がこれにあたる。

上記物流活動が国際間、即ち国境を越えて行われる場合を国際物流といい、この国際物流のうち、輸送機能に着目して、国際間、即ち内国のある地点から国境を越えて外国のある地点に貨物を輸送することを国際輸送（international carriage, international transportation）といい²⁾、国際物流の主要な機能となっている。

これを前述のノードとリンクに分けて国際物流をとらえてみると、ノードは港湾であり、空港である。またリンクは海上輸送と航空輸送といえる。しかし例えば国際物流を内国（日本）の荷主拠点から外国の荷受人拠点ま

で一貫した完結型の国際間の物流活動であると広くとらえるならば、内国（日本）の荷主拠点（輸出する貨物の保管その他の活動が行われる日本にある倉庫、配送センターなどの物流拠点）、あるいは外国の荷受人拠点（輸入される貨物の保管その他の活動が行われる外国にある倉庫、配送センターなどの物流拠点）も国際物流におけるノードの1つととらえることができる。

現在、国際物流における保管・在庫施設は新たな展開が図られている。特に中国では、その保税制度を活用し、現地企業のジャスト・イン・タイムに対応するため、日本からの輸出貨物を保税の状態で事前に保管・在庫しておき（日本の輸出者名義）、販売先から注文があったときに、その時点で税関手続きをとり、最終購買者のところまで貨物を配送するという形で、保管・在庫施設の活用が図られている。また輸入の場合においても、保管・在庫機能をもった施設を日本企業が中国の保税区内に設置し、そこで取引先の要請に応じて一部流通加工を行いながら、貨物を保管・在庫し、日本からの注文があったときに、その都度日本国内の物流センターに直送するというスルー型の拠点として、この保管・在庫施設が運営されている。

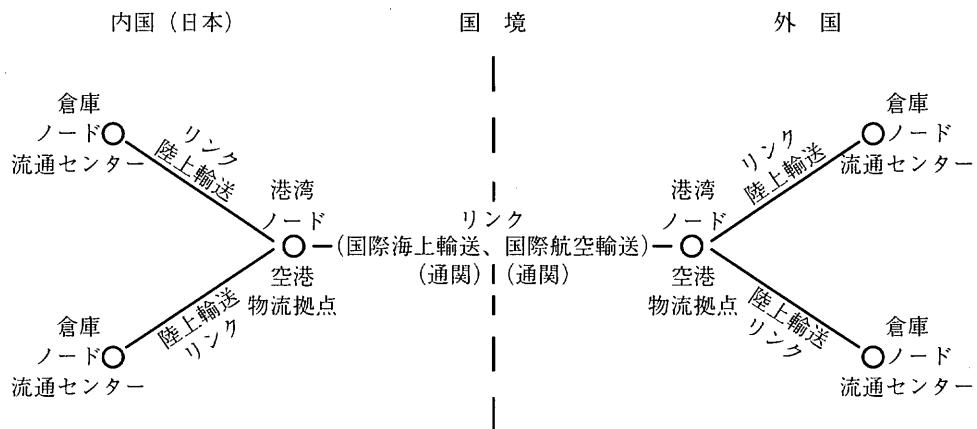
また、これらの物流拠点と港湾、あるいは空港を結びつける陸上運送も国際物流におけるリンクの1つととらえることができる。今日、コンテナによる国際複合物流が活発に行われており、これは後述するようにドア・ツー・ドア（door-to-door）輸送を実現するために、複数の輸送モード（例えば海上輸送+航空輸送+陸上輸送）を用いて複合輸送による貨物の通し輸送を行うものである。このような複合輸送では輸送手段の複合化が行われていることから、国際物流のネットワークを広くとらえることが必要となる（図表3-3参照）。

(2) 輸送形態による国際物流

日本は、島国で四方を海で囲まれていることから、国際輸送は、海上輸送、航空輸送、およびこれらの輸送手段を2つ以上組み合わせた複合輸送（陸上輸送が含まれることがある）によって行われている。

1) 國際商業会議所のインコタームズ以外に、私法統一国際協会の「国際売買統一法草案」、全米貿易協会の「米国貿易定義」、国連欧州経済委員会の「プラント輸出標準契約約款」などが作成されている。その概要は、絹巻（2004、pp. 160-161）参照。
2) 高桑（2003、p. 87）は、国を異にする地点の間の輸送が一般に国際輸送であるとし、多くの条約や統一規則では運送の始点と終点が異なる国にある運送を国際輸送としている。

図表3-3 広義の国際物流のネットワーク概念図



①国際海上輸送

国際海上輸送とは、ある国の港から他の国の港までの船舶による貨物の輸送である（高桑、2003、p. 91）。日本における国際貨物輸送は、数量ベースで約99%、金額ベースで約70%が海上輸送によって行われており、現時点では海上輸送が国際輸送の大きな役割を占めている。

国際海上輸送は、貨物の性質や取扱い上の相違などから、個品運送と傭船運送に分かれる。個品輸送（carriage of goods by a general ship）とは、複数の荷主が小口の貨物を運送人の指定した日時に指定した場所まで搬入することにより、運送人が自己の費用で本船に積み込み、船荷証券（B/L, Bill of Lading）を発行する定期船によって運送される海上輸送方式である（絹巻、2004、p. 250）。現在の個品運送は、コンテナ船（container ship）による定期船（liner）によってほとんど運航されている。さらにコンテナ化されたことにより後述する国際複合輸送が普及し、この輸送形態が近年増加傾向にある。

個品運送契約においては、1924年「船荷証券に関する規則の統一のための国際条約」（ヘイグ・ルールズ、The Hague Rules。日本は1577年に批准）、1968年改正議定書（ヘイグーヴィスビー・ルールズ、The Hague-Visby Rules。日本は国際海上物品運送法の改正という形で、1993年6月1日に発効）および1979年改正議定書が制定されており、これが船荷証券による個品運送契約の国際統一法的な存在となっている（この他にハンブルグ・ルールズがあるが、日本を含めた主要海運国では批准していない）。

傭船運送（carriage of goods by charter party）とは、特定の荷主が大量の貨物（例えば鉄鉱石、石炭、石油、食料等の輸入商品、自動車、鋼管類、鉄道車両等の輸出商品）を運送人により船腹の全部又は一部を借り切って運送する輸送形態である（同上書、p. 251）。傭船運送の多くは、航海傭船（voyage charter party）である。

②国際航空輸送

国際航空輸送とは、航空機によって異なる国にある2地点間の運送である。日本では国際航空輸送に関する国内法の規定が存在しないので、国際航空輸送においては日本が批准している条約として以下に掲げる国際航空運送に関する条約が適用されている。

- ワルソー条約（「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」。日本は1953年に批准）
- ハイグ議定書（改正ワルソー条約。日本は1967年に批准）
- モントリオール第4議定書（日本では2000年9月18日に効力発生）
- モントリオール条約（日本は2000年6月20日に批准。2003年11月4日条約発効）

上記のワルソー条約およびモントリオール条約1条では、国際航空運送とは、出発地及び到達地が二の締約国の領域ある運送又は出発地及び到達地が单一の締約国の領域にあり、かつ予定寄港地が他の国（条約の締結国であるかどうかを問わない）の領域にある運送をいうとしている（澤田・柏木・森下編、2004、p. 291）。

国際航空輸送は、数量ベースでは国際貨物輸送の1%

未満にすぎないが、金額ベースでは年々その割合が高まり、現在では約30%近くを占めるに至っている。特に機械器具類は、国際航空貨物に占める割合が大きい。

国際航空貨物は、輸送方法などの違いによって、大きく一般航空貨物、国際宅配便、チャーター貨物などに区分でき、一般航空貨物はさらに直送貨物と混載貨物に分かれる。日本発の航空貨物は、現在約9割が混載貨物であり、フレイト・フォワーダー(flight forwarder)が混載業者(コンソリデーター、consolidator)として多くの荷送人から航空貨物を集荷、集配、仕立てを行い、これを一括して航空会社に運送を委託する方式が多く取られている。この場合には航空運送状(Air Waybill)は、当該フレイト・フォワーダーがコンソリデーターとして発行し(この場合はHouse Air Waybillとなる)、実行運送人(actual carrier)に対する関係では荷送人の立場になる。

③国際複合輸送

複合輸送とは、輸送品の運送を単一の運送人が2以上の運送の態様を用いて行うもので、単一の運送人が異なる態様の運送を用いて全区間の運送を引き受けるところに、複合運送契約の特徴がある(高桑、2003、p.134)。

国際複合輸送については、現状では世界的な統一法は存在しないし、日本でも国際複合輸送を規律する法律はない。1980年5月に採択された「国連国際物品複合運送条約」では、国際複合運送とは、要約すれば、1つの運送契約に基づく、二以上の運送手段によって行われる二国間の物品運送をいう、と定めている。しかしこの条約は現在のところ先進国の批准が得られず発効していない。従って現状では、以下に示す2つの規則、および約款を適用して行われている。

- a. 国際商業会議所の複合運送証券に関する統一規則(1973年作成、1975年改正)
- b. 国際連合貿易会議・国際商業会議所の複合運送証券に関する規則(1991年作成)

c. 日本インターナショナル・フレイト・フォワーダーズ協会の複合運送証券(1984年作成、1993年改訂)および日本海運集会所の複合運送証券(1986年作成)の裏面約款

現在コンテナ輸送が一般化したことから、国際複合輸送は、例えばトラック-船舶-鉄道-航空機-トラック再度船舶というような複数の輸送手段を組み合わせて国境を越えてドア-ツー-ドアを実現しており、しかもこれら輸送手段が違っても1つの運送契約、即ち複合運送契約で行われているところに大きな特徴があり、日本では主としてフレイト・フォワーダーによって実施されている。

3.4 国際資金流

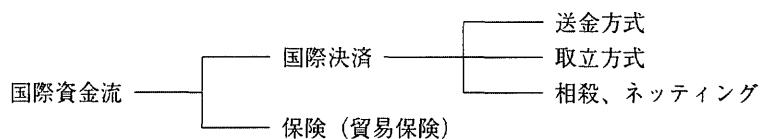
国際資金流は、国境を越えた資金の国際的移動である。このことから国際資金流は、国際売買取引における国際決済が中心となるが、後述するように国際決済は手形を用いることが多く、この場合手形が完全に決済されない時は、手形の不渡りなど危険負担の問題が生じる。従って国際売買における代金の回収だけでなく、支払に係る信用問題(貸倒れ等)への対応も国際資金流の範囲ととらえることができ、これは一般に保険によって行われる(図表3-4参照)。

国際資金流の原因となるのは、必ずしも国際売買取引契約の履行によるものだけではなく、それ以外の取引契約(各種の金融取引等)によっても生じるが、本論文では国際商流に伴う国際取引行為に基づく国際資金流を前提とする。

(1) 国際決済

国際売買取引による資金(代金)の国際決済は、一般的に国内取引にくらべ(i)国を異にする当事者が物理的に離れている、(ii)国際的な通貨がないことから、いずれかの国の通貨を選択して決済しなければならない、(iii)代金回収のリスクが大きい、などの理由によって現

図表3-4 国際資金流の領域



実の金銭の給付（直接の受渡）の方法をとることは極めて稀であり、銀行を仲介して行うことが一般的である。

国際決済は、大きく①送金方式、②取立方式、③相殺、ネットティングの方法がとられる。

①送金方式

国際売買取引の決済のために、債務者（買主）が為替銀行を通じて外国の債権者（売主）に反対給付としての金銭を支払うことを外国送金というが、これには以下の方法がある。いずれも当事者間の信頼関係が深い場合（例えば本社と現地子会社との国際決済など）に利用される。

a. 送金小切手

銀行発行の送金小切手を債権者に送付する。

b. 郵便送金

送金に係る銀行間の指示並びに資金の付替を郵便による書面で行う。

c. 電信送金

送金に係る銀行間の指示並びに資金の付替を電信で行うもので、現在では通常の送金の大部分が電信送金（TT, telegraphic transfer）で行われている。

②取立方式

国際売買取引における売主が売買代金の取立てのために外国の買主宛てに、買主を支払人とする為替手形（Bill of Exchange）を振出して、代金を回収（外国為替銀行に取立の委任）する方法である。

売主が振出す為替手形には、船荷証券、保険証券等の船積書類を添付（取組）したものが、荷為替手形（Documentary Bill）であり、通常はこの荷為替手形を採用する（船積書類のない為替手形をクリーンビル（Clean Bill）と呼んでいる）。荷為替手形の決済には、為替手形の支払と引換えに船積書類の引渡を行う支払渡（D/P）と為替手形の引受と引換えに船積書類の引渡を行う引受渡（D/A）の2つの方法がある。

また為替手形には信用状が発行されたものと発行されていないものとがあり、信用状が発行されたものを荷為替信用状といっている。

③相殺、ネットティングの方法がとられる。

当事者間が相互に相手方勘定を設けて貸記、借記のうえ、一定期間毎に勘定残（差額残）を決済する方法であり、特に近年、異なる通貨による取引も含めて一定範囲の債権債務関係を自動的に決済するネットティングが用い

られている。

国際決済の安定化のために、銀行が発行する信用状の制度がある。信用状（L/C, Letter of Credit）とは、買主が売主に対し、売買代金の支払を一定の条件のもとに買主の取引銀行（信用状発行銀行）が約し、その旨を書面で表明した文書であり、買主の信用を買主の取引銀行の信用によって補強するものである。為替手形に信用状が加わったものが、前述の荷為替信用状である。今日における国際売買取引の決済は、親子会社における企業内貿易以外の企業間国際決済で最も多く利用されている。信用状による国際決済の安定化のために国際商業会議所（ICC）が信用状統一規則（最新のものは、1993年UCP500）、及び取立統一規則（URC522）を作成し、国際ルールとして定着している。

(2) 貿易保険

保険には、民間企業によって引き受けられるもの他に、貿易その他の渉外的取引、企業の国際的活動における危険から生じる経済的損失のうち、政府の運営する公的保険により損失の填補が行われるのが、ここでいう貿易保険である。日本では戦後、輸出信用保険法（1987年からは貿易保険法）によって政府が貿易保険の業務を行ってきたが、2001年4月からは独立行政法人日本貿易保険がこれを行っている。現在、貿易保険法の定める保険の種類としては、普通輸出保険、輸出代金保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険、海外事業資金保険の9種類がある。なお国際輸送に係る貨物の損害を填補する保険については、民間の保険会社によって行われるのが一般的である。

3.5 國際流通管理

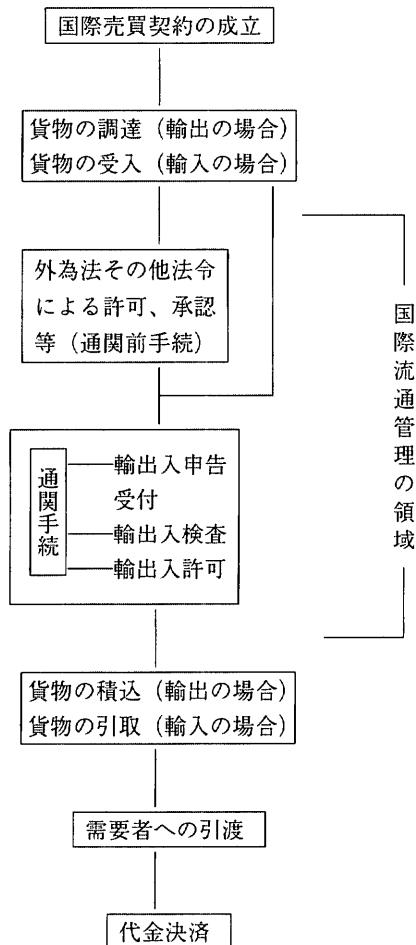
国際流通の流れをみると、国際売買契約成立後、当事者は輸出目的で内国から外国へ貨物を搬出、あるいは輸入目的で外国から内国へ貨物を搬入するに当って、外国為替及び外国貿易法（略して外為法）その他の法令の許可・承認が必要な場合には、事前にその許可、承認を受けておかなければならない。

この許可、承認が事前に取得している、あるいは許可、承認が不要な場合は、輸出入貨物は、原則として保税地域に搬入しなければならない。輸出入申告後、税關によ

り検査、審査の上、さらに上述した他法令による許可、承認の証明、又は確認がなされ、適法である場合は、輸出、あるいは輸入の許可が与えられ、貨物の積込み（輸出の場合）、あるいは貨物の引取（輸入の場合）が行われる。そして輸出の場合は、外国の需要者、輸入の場合は内国の需要者に引渡され、代金の決済が行われる。

このような国際売買取引における一連の国際流通において、国際流通管理の領域は、輸出入の目的で行われる貨物の搬出、搬入の手続き、外為法その他法令による許可、承認（必要な場合）、通関手続による輸出入許可を経て、貨物の積込み、あるいは引取までの手続を含むものである（図表3-5参照）。その中心的な内容は、(1) 外為法その他法令による許可、承認（通関前手続）、及び(2) 税關による通關手續である。なおここにおける国際流通管理は、日本国の法令による規制措置を前提としている。

図表 3-5 国際流通の流れと国際流通管理の領域



(1) 外為法その他法令による許可、承認

日本は、外国貿易その他の対外取引は自由に行われることを基本原則としているが、無制限、無秩序な外国貿易は、かえって国内経済を混乱させ、日本の国際信用を失墜させたり、あるいは正常な輸出入取引を阻害する結果となる恐れがある。そこで貨物の輸出入に当っては、外為法その他の法令により、許可、承認、あるいは行政機関の処分等が行われている。

即ち輸出の場合、輸出貿易管理令によって、例えば武器、化学兵器等の品目の全地域への輸出は、経済産業大臣の許可、特定廃棄物等の品目の全地域への輸出は、経済産業大臣の承認が必要とされる。この他に重要文化財、重要美術品等の輸出は文化庁、麻薬、あへん等の輸出は厚生労働省、顕花植物等の輸出は農林水産省というように、各官庁の承認が必要となる。

また輸入についても、輸入貿易管理令によって、①輸入割当品目、②特定の原産地・船積地域からの貨物、③貨物の輸入についての一定の手続（事前確認等）を行うべき旨が公表された貨物を輸入する場合は、経済産業大臣の輸入承認を受けなければならない。

この他、例えば鳥及びその加工品等（環境省）、医薬品等（厚生労働省）、砂糖、バター等（農林水産省）などは、それぞれの官庁の承認が必要となる。

輸出入に当り、上記に示した外為法その他法令に規定する許可、承認を要する場合は、貨物の通関手続を行う前に、それぞれの許可、承認をあらかじめ取得しておき（このことから通関前手続きとも呼ばれる）、通関手続の際にその旨を税関に証明し、税関の確認を受けなければ、輸出入の許可は得られないことになっている（関税法70条）。

(2) 通關手續

通関とは、広義には輸出、あるいは輸入をしようとする貨物を保税地域に搬入して、輸出、あるいは輸入の申告、検査、審査、及び許可を経て貨物の搬出から積込みまで、又は貨物の引取までの手続を指し、狭義には貨物の輸出、あるいは輸入をする場合の税関手続きで、輸出、あるいは輸入の申告から許可を取得するまでの手続きを指す。

貨物を輸出、あるいは輸入する場合は、原則としてすべての貨物を保税地域に搬入した後でなければ、輸出、

あるいは輸入の申告をすることができない。保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、及び総合保税地域の5種類があり（関税法29条）、通常は主として保税蔵置場に搬入されることが多い。税関は、貨物について必要に応じ検査を行い、申請書類の審査の結果、適正であり、さらに他法令による輸出、あるいは輸入の許可、承認の証明、又は確認がなされた場合に、税関は輸出、あるいは輸入の許可を行う。輸入の場合で関税が課せられる場合は、その納付が求められる。

このように国際流通管理は、輸出しようとする貨物を国内から外国へ、輸入しようとする貨物を外国から内国へと、国境を越えて流通させる場合、国家の経済政策、通商政策、あるいは貿易管理上の観点から国境線で規制、又は管理するものであるといえる。

3.6 国際流通政策

国際流通政策は、広義には国際競争法（独占禁止法）とWTO協定を含むが、狭義にはWTO協定をその領域ととらえることができる（図表3-6参照）。

企業の国際取引において、競争会社間の共同行為（国際カルテルの締結等）、あるいは現地販売会社との再販売価格維持、抱き合わせ販売の取り決め、さらには単独の行為（優越的地位の濫用等）などが行われると、企業間における公正かつ自由な競争が制限され、経済における円滑な流通にも支障をきたすことから、先進国では独占禁止法によって厳しく規制している。しかし現状では、競争を阻害したり、制限したりする国際取引を規制する国際的な統一法は存在せず、国際取引における競争阻害、あるいは競争制限行為については各国の国内法である独占禁止法を適用して、競争政策を実施している。

但し、国内で適用される独占禁止法が、自国の領域外（外国）での行為等に適用されることがあり、米国や欧州

図表3-6 国際流通政策の領域



3) 米国の「対外関係に関する合衆国法についてのリストメント（第3版）」402条(1)(c)によれば、「領域外でなされた行為であっても、領域内に実質的な効果を与えるもの、又は与えることを意図したもの」は規律管轄権を有する、と規定する（澤田・柏木・森下編、2004、p.111）。

共同体等において行われている。これが公法の域外適用（extraterritorial application）である。例えば、日本の企業が日本国内において米国向け製品輸出に関連する取決めを行い（例えば価格協定など）、それが米国内の通商に影響を与え、かつその意図の下に行われている場合は、米国独占禁止法違反として訴えられることになる。これは、「効果の理論」と呼ばれているが、域外適用の理論的根拠となっている³⁾。日本の独占禁止法も平成10年及び平成14年の法改正により域外適用を可能にしている。

域外適用の結果、企業の国際取引は国境を越えて独占禁止法に基づく競争政策によって規制が行われることになり、その点では独占禁止法に基づく国際競争政策は、広義には国際流通政策の一領域ととらえることができるが、域外適用は現状一般的ではなく、独占禁止法は基本的には各国の国内法として、それぞれの国内で適用、執行されるものである。そこで本論文としては、世界の150カ国・地域に近い多くの国が加盟し、世界市場における通商、貿易ルールの統一法として運用されているWTO協定を国際流通政策の中心としてとらえることとした。

WTO協定は、WTO設立協定（WTOを設立するマラケシュ協定）及びその附属書（ANNEX）から構成されている。附属書1Aから附属書3までの各協定は、WTO設立協定と一体を成し、WTO協定の全加盟国で適用される（一括受諾方式）。WTOの基本原則は、(i)最惠国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment）、(ii)内国民待遇原則（National Treatment）、(iii)数量制限の一般的廃止の原則、(iv)合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則からなり（経済産業省通商政策局編、2005、pp.161-162）、そしてWTO協定で国際流通政策と最も関連が深いのが、附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定である。附属書1Aは、12の個別協定を規定しているが、国際流通政策と特に関連が深い協定は以下のとおりである。

①1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT1994）

1947年のガット（GATT）に相当する規定とほぼ同じであり、上述した最惠国待遇と内国民待遇は、ガットの大原則であるとともに、他の協定においても原則とされている。

②農業に関する協定

農業貿易を改善するために、各国が市場アクセス、国内助成、輸出競争の3分野における具体的かつ拘束力のある約束を作成し、これを実施すること及びこれらの約束の実施に関する規律を定めている。GATT11条における数量制限の一般的廃止の例外という位置づけの協定といえる。

③貿易関連投資措置協定

物品の貿易に直接的な悪影響を及ぼす内国民待遇原則、数量制限違反の措置を一般的に禁止し、その具体例としてローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求等の禁止を規定する。

④アンチダンピング協定

ダンピングについては、ガットではこれを不公正な貿易として扱っている。そしてダンピング販売によって輸出された国の競合する産業が損害を被っていることが正式な調査により明らかになった場合には、輸入国に通常の関税率を越えた特別の関税（ダンピング防止税）をかけることができるとしている。

⑤補助金及び相殺措置に関する協定

物品の製造、生産又は輸出に補助金がある場合に、当該物品が輸出された時は、輸入国の国内産業に影響を生じることがある。このような場合には、補助金の効果を相殺するために、その推定額に等しい特別の関税（相殺関税）を課すことができるとしている。

⑥セーフガード

セーフガードとは、輸入急増による国内産業の損害を防止するための緊急輸入制限措置で、ガット19条で認められている。しかしセーフガードが発動された場合には、被発動国は発動国に補償を求めたり、あるいは対抗措置を取る（例えば報復関税の賦課など）ことが認められており、実際上その発動は種々の困難が伴うことが多い。

附属書1A以外には、例えばサービス貿易に関する一般協定（GATS, General Agreement on Trade in Services）で定める商業拠点の越境（ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）なども国際流通政策と関連がある。

おわりに

本論文は、国際流通の概念と領域を明確化した上で、国際流通論を体系化し、その内容を概説したものである。国際流通論は、既述のように経済、経営、商学、さらには法律等にまたがる多様な内容を有する複合領域をもつた学問領域である。このような性格から従来国際流通全般を体系化し、その内容を論じた先行研究がほとんどみられなかった。

本論文は、国際流通論という学問の体系化を試み、その概要を記述したものであるが、あくまでも試論であって、完成された論理体系の確立にはなお多くの深い考察が求められるところである。しかし本論文にこのような課題があったとしても、本論文が国際流通論の体系化のための1つの道標となるものと自負している。今後この体系化の研究と内容の充実をさらに進めて、一冊の著書としてまとめることを予定している。

参考文献（本論文でレビューした先行研究の文献を含む）

- 石原武政（2002）「第1章 経済社会の中での流通と商業」大阪市立大学商学部編『流通』有斐閣。
岩田一政編（2003）『日本の通商政策とWTO』日本経済新聞社。
柏尾昌哉・小野一一郎・河合信雄監修（1992）『国際流通とマーケティング』同文館出版。
経済産業省通商政策局編（2005）『不公平貿易報告書』経済産業調査会。
北川俊光・柏木昇（2005）『国際取引法〔第2版〕』有斐閣。
絹巻康史（2003）『国際取引法「新版」』同文館出版。
澤田壽夫・柏木昇・森下哲朗編（2004）『マテリアルズ国際取引法』有斐閣。
鈴木 曜（2004）『国際物流の理論と実務（新訂版）』成山堂書店。
高桑 昭（2003）『国際商取引法』有斐閣。
田村次郎（2001）『WTOガイドブック』弘文堂。
田村正紀（2001）『流通原理』千倉書房。
新堀 聰（2001）『現代 貿易売買』同文館出版。
日本関税協会（2001）『通関手続（貿易実務新書）』日本関税協会。

八尾 晃 (2003) 『電子貿易と国際ルール』 東京経済情報出版。

保田芳昭 (1993) 『国際化時代の流通政策』 ミネルヴァ書房。

矢作敏行 (1996) 『現代流通』 有斐閣。

山上 徹 (2004) 『改訂 国際流通論』 白桃書房。

山崎仁・万藤和男 (1977) 『国際流通と貿易実践』 杉山書店。

鶴尾紀吉 (2004) 『新版 現代流通の潮流』 同友館。

汪 正仁 (2004) 『ビジュアルでわかる国際物流』 成山堂書店。

J. Ramberg (1999), *ICC Guide to Incoterms 2000*, ICC publishing SA.

N. G. Mankiw & P. L. Swagel (2005). Antidumping: The Third Rail of Trade Policy. *Foreign Affairs*, July/August, 84 (4), 107-119.

A Study on Systematization of Theory of International Distribution

WASHIO Kiyoshi

Faculty of Commerce, Chuogakuin University

Abstract

The purpose of this paper is to define the concept and field of international distribution, and then try to systematize the theory of international distribution.

First, I clarify the concept and field of international distribution. International distribution is that property , goods, money, and information transfer internationally beyond the border. As this transfer is mainly caused by international activities of corporations, it receives public regulation of nation and international organizations.

Therefore the fields of international distribution include distribution by international business transactions, international physical distribution, international money distribution, international information distribution, international distribution management (border measures, customs clearing and so on),and international distribution policy (mainly WTO Agreement).

Second, I review earlier literatures and point out that earlier studies on international distribution are not enough. The reason is that fields of international distribution have complex mixture and various dimension.

Finally, I present the concept of systematization of international distribution and describe an outline of above-mentioned fields of international distribution.

Keywords: International distribution, International transaction, International public regulation